

(公印省略)

国海安第106号
令和2年12月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
峰本 健正

危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による危険物の運送基準等を定める告示及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正について（周知）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部改正が令和2年12月28日に公布されたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位へ周知頂きますようお願い申し上げます。



危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正について

1. 背景

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）、同条約に基づく「国際海上危険物規程」（以下「IMDGコード」という。）等により、国際的な基準が定められているところ、我が国においては、それら国際的な基準を「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）に取り入れて安全規制を実施している。

本年11月に開催されたIMOの第102回海上安全委員会において、IMDGコードの改正案が採択され、国内法令においてこの内容を取り入れるため、危規則の一部を改正する必要がある。

2. 改正概要

(1) IMDGコード改正に伴う運送要件等の見直し

- ① 原子炉における機器の交換、解体等で生じる大型の表面汚染物であって容器に収納できないものを告示において「SCO-III」と定義することとし、その海上運送に係る要件を以下のとおり規定する。
 - (a) SCO-IIIを運送する場合の適合基準を規定する。
 - (b) SCO-IIIの船積みにあたり、船長が、国土交通大臣による運送に係る安全確認を受けなければならないこと及びSCO-IIIの運送にあたり、船長が、発航港を管轄する管区海上保安本部の長に対して、放射性物質等運送届を提出しなければならないことについて規定する。
- ② 放射性輸送物に係る技術上の基準について、経年変化を考慮する旨を追加して規定する。
- ③ 船舶の外板等に係る線量当量率の規定を削除する。
- ④ その他所要の改正を行う。

(2) その他

- ① ばら積み液体危険物を燃料として使用する船舶の普及を見据え、船舶間における当該危険物の移送について規定する。
- ② 特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）が準用される固体危険物に関する規定の改正を行う。
- ③ その他所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公布：令和2年12月下旬

施行：令和3年1月1日